

裁 決

審査請求人 [REDACTED]

処 分 庁 豊島区福祉事務所長

審査請求人が提起した生活保護法 63 条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、東京都行政不服審査会に諮詢し、その答申を得て、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、令和 2 年 8 月 25 日付で請求人に対してした、生活保護法 63 条の規定による費用の返還決定処分のうち、返還決定額 206,898 円を超える部分については取り消し、その余の取消しを求める部分に係る審査請求については棄却する。

理 由

第 1 審査請求の趣旨

本件は、処分庁が、審査請求人（以下「請求人」という。）に

対し、令和2年8月25日付けでした、生活保護法（以下「法」という。）63条の規定による費用の返還決定処分（2豊福西発第98号。以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第2 事案の概要

事案の概要は、事件記録等（本件処分に係る通知書、「業務委託契約書」、「国民年金・厚生年金保険年金証書」、「国民年金 厚生年金保険診断書（精神の障害用）」、「病歴・就労状況等申立書」等）に照らすと、以下のとおりである。

1 請求人は、請求外社会保険労務士 [REDACTED]（以下「[REDACTED]社労士」という。）との間で、令和元年11月6日、請求人に係る障害年金の裁定請求に係る代理業務を [REDACTED]社労士に委任する旨の業務委託契約を締結し、[REDACTED]社労士を、上記の裁定請求に係る代理人として選任した。

上記の業務委託契約において、障害年金の支給が決定した場合には、請求人は、[REDACTED]社労士に対し、以下のうち最も高い金額を報酬金として支払う旨定められた。

- (1) 年金証書に記載されている決定年金額の月額2か月分
- (2) 遅及請求が認められた場合は初回年金振込額（合計額）の10%
- (3) 130,000円

2 医療法人社団 [REDACTED]の [REDACTED]医師は、令和元年12月17日付けで、請求人に係る「国民年金 厚生年金保険診断書（精神の障害用）」を作成した（以下「本件診断書」という。）。本件診断書に記載された診断内容は、別紙1に抜粋したとおりであった。

3 [REDACTED]社労士は、令和元年12月25日付けで、請求人に係る「病歴・就労状況等申立書」を作成した。同申立書に記載された請求

人の病歴及び就労状況は、別紙2に抜粋したとおりであった。

4 請求人は、厚生労働大臣に対し、障害基礎年金及び障害厚生年金（以下、これらの年金を総称して「障害基礎年金等」という。）の支給を求める裁定請求をした（以下「本件裁定請求」という。）。

この際、[REDACTED]社労士は、請求人からの委任に基づき、裁定請求書の作成及び提出、その他の本件裁定請求に係る代理業務を行った。

5 処分庁は、令和2年3月23日、法に基づき、請求人に対する保護を開始した。

6 厚生労働大臣は、請求人の障害の程度が国民年金法（以下「国年法」という。）30条2項及び同法施行令別表に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）2級16号に該当するとして、障害基礎年金等を支給する旨の裁定をし、令和2年4月2日付けで、請求人に対してその旨通知した。

上記の裁定において、厚生労働大臣は、請求人が受給権を取得した年月を令和元年11月、障害基礎年金等の支払開始年月を同年12月、障害基礎年金の支給額を年額780,100円、障害厚生年金の支給額を年額458,600円とそれぞれ決定した。

7 厚生労働大臣は、請求人に対し、令和2年5月15日、令和元年12月から令和2年3月までの期間に係る障害基礎年金等として、合計412,898円を支給した。

8 [REDACTED]社労士は、豊島区福祉事務所西部生活福祉課に対し、令和2年5月18日、本件裁定請求に係る社会保険労務士の報酬が、法63条に基づく保護費の返還額を決定するに当たり必要経費として認められるか否かについて照会した。

9 豊島区福祉事務所西部生活福祉課保護第1係は、前記8の照会に対し、令和2年6月19日付けで、「先般ご連絡いただいたおりま[REDACTED]様の障害年金認定にかかる社労士報酬につきま

して、当福祉事務所内で検討の上、東京都福祉保健局生活福祉部保護課に照会いたしましたところ、下記の通り必要経費として認定することは認められませんでした。」、「これを受けて福祉事務所内で再検討いたしましたが、この度の社労士報酬 206,000 円は、必要経費とは認められないこととなりました。つきましては、社労士報酬の支払いに関して、■様とご相談いただきますよう、何卒宜しくお願ひ申し上げます。」と回答した。上記の回答書に引用されていた、同様が東京都福祉保健局生活福祉部保護課に対してした照会の内容及びこれに対して同課がした回答の内容は、別紙 3 のとおりであった。

10 ■社労士は、請求人に対し、令和 2 年 8 月 24 日、本件裁定請求に係る代理業務の報酬として、206,000 円（以下「本件報酬金」という。）を支払うよう請求した。

11 処分庁は、令和 2 年 8 月 25 日付けで、支給済み保護費の返還決定を行い（本件処分）、請求人に対してその旨通知した。

本件処分に係る通知書には、「令和 2 年 3 月 23 日から令和 2 年 7 月 31 日まで支給していた、生活保護法による生活・住宅・医療・その他（ ）の扶助費について、あなたに資力が生じたため、生活保護法第 63 条の規定に基づき、下記のとおり返還してください。」と記載されるとともに、「返還決定理由」として「令和 2 年 5 月 15 日に障害年金 412,898 円（令和元年 12 月から令和 2 年 3 月分）が遡及支給されたため。」、「返還決定額」、「収入額」及び「返還対象額」として 412,898 円（内訳は、別紙 5 「返還金額内訳」のとおり。）、「支給済保護費の額」として 419,801 円、「控除額（必要経費等）」及び「返還免除額（自立更生のためにあてる額）」として 0 円、「返還期限」として令和 2 年 9 月 11 日とそれぞれ記載されていた。

12 請求人は、令和 2 年 9 月 8 日付けの書面で、本件処分に係る

審査請求を提起した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、おおむね以下のとおり主張して、本件処分を取り消すよう求めている。

- (1) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課の回答には、「過去の債務に対する弁済金を、収入から控除することは認められない」とあるが、本件報酬金の支払義務が発生したのは、障害年金が認められた令和2年4月2日であり、請求人に対する保護が開始された同年3月23日の後である。ケースワーカーとの事前カウンセリング時においては、本件報酬金が必要経費として認められないとの話はなかった。
- (2) また、前記(1)の保護課の回答には、「仮に開始後であったとしても、本人の意思で社労士に依頼し契約を結んだ場合、社労士を介さなくても年金を受給できるものであり、収入を得るための必要経費として認定することは難しい」とあるが、請求人は、以前より豊島区の保健福祉部健康推進課に請求人自身の発達障害及び精神障害について相談していた。医師の診断書によると、「精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である」と明記されている。この度の生活保護についても、以前より豊島区のくらし・しごと相談支援センターの職員からの紹介もあり、ケースワーカーにも周知してもらっている。
- (3) 「生活保護問答集について」第8の3「収入として認定しないものの取扱い」の中で、「特定の者に対しその障害等に着目し、精神的な慰謝激励等の目的で支給されるもの」及び「自立更生のために使われるもの」を挙げて、精神障害を負っている

者を対象に、諸々の不安の解消・克服して社会生活に適応するよう自立の可能性を考えるとき、これを収入として認定するよりも自立更生計画に充てさせるべく収入認定除外した方がより法の目的にかなうものと考えられるからであると明記されており、生活保護の趣旨と本件処分に違いがあるため、本件処分には不服がある。

2 処分庁の主張

処分庁は、以下のとおり主張して、本件処分の適法性及び妥当性を主張している。

- (1) 障害年金裁判請求に係る業務委託契約は、生活保護受給開始前の令和元年11月6日に締結されており、裁定後に成功報酬金が支払われる契約は確定していたのであるから、社会保険労務士へ支払う報酬は過去の債務である。生活保護開始前に締結した過去の債務に対する弁済金を、収入から控除することは認められていない（「生活保護問答集について」問8-95）。
- (2) 仮に報酬額が確定した令和2年4月2日（障害年金の支給裁定日）が債務の発生日であったとしても、全ての年金裁判請求に社会保険労務士報酬が発生するわけではなく、請求人に障害があることをもって直ちに障害年金裁判請求の手続を本人が行うことが困難であるとすることはできない。
- (3) また、処分庁には、年金裁判請求の支援を専らとする職員も在籍しており、必ずしも社会保険労務士に依頼する必要は認められないため、社会保険労務士報酬については必要経費として認めることはできない。
- (4) したがって、本件処分は、法令に従い適切になされたものである。

第4 審査庁の判断

本件審査請求について、東京都行政不服審査会（以下「審査会」という。）の答申（以下「本件答申」という。）は、以下のとおり述べている（なお、本件答申中の引用項目等は、当庁で適切な文字に置き換えている。）。

1 法令等の定め

(1) 支給済み保護費の返還決定について

ア 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨定めており、同条3項は、同条1項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない旨定めている。

法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨定めている。

イ 法63条に基づく返還額の決定に関し、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡、以下「問答集」という。）問13-5（答）(1)は、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになつた段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがつて、原則として、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」としている。

もっとも、問答集問13-5（答）(2)は、「生活保護法に

による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の3(5)に該当する必要経費については、当該収入から必要な最小限度の額を控除できるものであるとし、また、同エは、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合」においては、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」等の範囲で、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとしている。

ウ 法63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時期に關し、問答集問13-6(答)(1)は、「年金受給権は、裁判請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。」としている。

(2) 年金の収入認定及び必要経費の控除について

ア 法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする旨定めている。

イ 年金等の収入認定について、次官通知第8の3(2)ア(ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(括弧内省略)については、その実際の受給額を認定すること。」とするとともに、同(イ)は、「(ア)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。」としている。

ウ 問答集問8-95(答)は、保護開始前に負担した借金に

対する弁済金が給料より差し引かれていることが判明し、かつ、そのことについて、事前に保護の実施機関の承認を受けていなかったという事案における収入認定について、「過去の債務に対する返済金を収入から控除することは認められない。その理由は、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に嘗まってきた生活までも、本法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向ってその最低限度の生活の維持を保障せんとする本法の目的から著しく逸脱することになるからである。」としている。

(3) 障害基礎年金等の裁定請求手続について

ア 障害基礎年金の裁定請求手続について

(ア) 国年法16条は、同法による給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、厚生労働大臣が裁定する旨定めている。

(イ) 国年法30条1項本文は、障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において同項各号のいずれか（被保険者又は被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること）に該当した者が、当該初診日から起算して1年6月を経過した日（その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）とし、以下「障害認定日」という。）において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する旨定めるとともに、同項ただし書は、当

該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない旨定めている。

- (ウ) 国年法施行規則31条1項は、障害基礎年金の裁定請求は、同項各号に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構に対して提出することによってしなければならない旨定めている。同項各号が掲げる、請求書に記載すべき事項は、別紙4の1に掲げるとおりである。
- (エ) 国年法施行規則31条2項は、同条1項の請求書には、同項が掲げる書類等を添えなければならない旨定めている。同項が掲げる、請求書に添えるべき書類等は、別紙4の2に掲げるとおりである。

イ 障害厚生年金の裁定請求手続について

- (ア) 厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）33条は、同法による保険給付を受ける権利は、受給権者の請求に基いて、当該給付の実施機関が裁定する旨定めている。なお、請求人に係る同法による保険給付の実施機関は、厚生労働大臣である（同法2条の5第1項1号）。
- (イ) 厚年法47条1項本文は、障害厚生年金は、疾病にかかり、又は負傷し、その傷病につき初診日において被保険者であった者が、障害認定日において、その傷病により同条2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合に、その障害の程度に応じて、その者に支給する旨定めるとともに、同項ただし書において、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険

者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない旨定めている。

- (ウ) 厚年法施行規則44条1項は、障害厚生年金の裁定を受けようとする者は、同項各号に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構に対して提出することによってしなければならない旨定めている。同項各号が掲げる、請求書に記載すべき事項は、別紙4の3に掲げるとおりである。
- (エ) 厚年法施行規則44条2項は、同条1項の請求書には、同項各号に掲げる書類等を添えなければならない旨定めている。同項が掲げる、請求書に添えるべき書類等は、別紙4の4に掲げるとおりである。

2 本件処分の適法性についての検討

- (1) 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を定めている。同条は、利用し得る資産等の資力があるにもかかわらず、その資力を現実に活用することができず、保護の必要が急迫していること等を理由として保護を受けた者について、その資力を現実に活用することができる状態になった場合において、当該保護を有効なものとしつつ、当該保護の実施に要した費用の返還義務を定めたものである。

そして、同条が、返還額について「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において」と上限となる金額を定める一方、その算定方法を具体的に規定せず、「保護の実施機関の定める額」と規定しているのは、上記資力の限度において本来受ける

必要がなかった支給済みの保護費の全額を返還させることを原則としつつ、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としていること（1条）に鑑み、全額を返還させることが不可能又は不相当である場合には、全額を返還させずに支給済みの保護費の範囲内において返還額を定めることができるものとする趣旨に出たものであると解される。

したがって、法63条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況及び地域の実情等を踏まえた個別具体的かつ技術的な判断を要するものというべきであるから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限（法28条、29条）を有する保護の実施機関の合理的な裁量にゆだねられているというべきであり、保護の実施機関が支給済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その返還額に係る判断が上記の法の目的及び社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、又は判断の基礎となる事実を欠くなどして、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められる場合に限られる。

そして、以上の理は、保護の実施機関から保護の決定及び実施に関する事務について権限の委任を受けた行政庁についても、等しく妥当するとされている（東京地裁平成29年9月21日判決・判例時報2396号3ページ参照）。

- (2)ア これを本件についてみると、まず、請求人は、厚生労働大臣から、令和元年12月から令和2年3月までの期間に係る障害基礎年金等につき、遡及して支給を受けたところ、かかる障害基礎年金等が遡及して開始される日をもって、請求人には、当該年金額に相当する「資力」が生じたといえるから、

処分序が、本件処分を行うに当たり、上記の障害基礎年金等を請求人の資力として認定したことそのものに、違法、不当があるとは認められない。

イ 次に、本件報酬金相当額を必要経費として請求人の本来の要返還額から控除すべきであるか否かについて検討するに、本件報酬金は、[REDACTED]社労士が本件裁判請求の代理業務を行い、請求人が、障害基礎年金等を受給することとなったことにつき、[REDACTED]社労士との間で締結した業務委託契約に基づいて、同人に支払うべき成功報酬金であることが認められる。

障害基礎年金等を受給するためには、法的には、支給事由が生じた時点からその受給権が発生するとしても、受給権を有する者が、厚生労働大臣や保険給付の実施機関に対して裁判請求を行わなければならず、その裁判を受けて初めて、現実に受給することができる（国年法16条、厚年法33条）、成功報酬は裁判を条件として生じるものであるから、上記成功報酬の支払が過去の債務に対する支払であるとすることは相当でない。そして、要保護者が、障害基礎年金等を現実に受給して生活維持のために活用するべく、保護を受けるに先立って障害基礎年金等の裁判請求を行うことは、保護の補足性を定めた法の目的にかなうものといえる。次官通知第6が「他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。」と説いているのも、この趣旨をいうものと解される。

そして、国年法及び厚年法が定める障害基礎年金等に係る裁判請求書の記載事項及び裁判請求書に添付すべき必要書類は、医学的な立証に関するもの（初診日要件の認定や障害等級の認定に必要な診断書、「病歴・就労状況等申立書」等）、

当該年金の受給資格に関するもの（年金の加入期間、保険料の納付等）、他の公的年金給付等との調整に関するものなど、複雑多岐にわたっていることから、障害基礎年金等の裁定請求を行うに当たっては、これらの記載事項を裁定請求書に適切に記載し、あるいは裁定請求書に適切な書類を添付しなければ、厚生労働大臣等から障害基礎年金等の不支給処分を受けたり、誤った障害等級を認定されたり、あるいは速やかに障害基礎年金等を受給することができないといった事態も生じ得る。

そうすると、年金裁定請求の手続が困難な要保護者が、速やかに、適切な額の障害基礎年金等を受給するためには、通常、社会保険に精通する専門家の支援を受ける必要性が高いということができる。

ウ さらに、本件診断書によると、請求人は、平成30年5月1日に「[REDACTED]」及び「[REDACTED]」との診断を受け、これらの疾患によると思われる症状が継続的に出現しており、また、本件診断書及び「病歴・就労状況等申立書」によると、請求人は、本件裁定請求をした当時ににおいて、「[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]」、「[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]」といった状態にあったことが認められる。そうすると、請求人は、本件裁定請求をした当時、上記の各疾患に起因して、障害基礎年金等の裁定請求手続を自身で行うことが困難な状況にあったといえるから、このことからしても、請求人が、適切な障害等級の認定を受けて障害基礎年金等を受給するためには、社会福祉に精通する専門

家に年金裁判請求に係る事務を委任する必要性が高い状況にあったといえる。

そして、本件報酬金の額は、厚生労働大臣による裁定を受けた障害基礎年金等の額の2か月分に相当する額であり、本件裁判請求に係る成功報酬として、社会通念に照らし不当に高額にわたるといった事情があるとまでは認められない。

エ なお、処分庁は、処分庁には年金裁判請求の支援を専らとする職員が在籍しており、必ずしも社会保険労務士に依頼する必要は認められない旨主張するが、請求人は、保護の開始に先立って [REDACTED] 社労士に対して本件裁判請求に係る代理業務を委任していたところ、本審査請求手続において提出済みの証拠資料からしても、請求人と [REDACTED] 社労士との業務委託契約が締結されるに先立って、処分庁に所属する職員が、請求人に対して、年金裁判請求の支援をすることができる旨や、一般の社会保険労務士に委任した場合にはその報酬相当額を必要経費として認定することができない旨を説明した事実があることは認められないから、請求人において、これらのことのことを認識した上で、 [REDACTED] 社労士に本件裁判請求に係る代理業務を委任したとは認められない。処分庁に年金裁判請求を支援する職員が在籍していたとしても、そのことは、本件裁判請求をした当時、請求人において、 [REDACTED] 社労士に本件裁判請求に係る代理業務を委任する必要性、合理性があったことを否定するものとはいえない。

(3) このように、請求人が保護の開始に先立って本件裁判請求をしたことは、保護の補足性を定めた法の目的にかなう一方で、請求人が本件裁判請求を行う際には、社会福祉に精通する専門家による支援を受ける必要性が高い状況にあったというべきであるから、本件裁判請求に係る代理業務を行った社会保険労

務士に支払うべき費用については、受給資格を証明するために必要とした費用として認定するのが相当であり、これを一切考慮することなく支給済み保護費の返還を求めるることは、考慮すべきことを考慮しないものであって、法の目的及び社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものというべきである。

(4) 以上のことから、本件処分を行うに当たり、本件報酬金相当額を返還決定額から控除しなかった処分庁の判断は、その限度において、保護の実施機関に与えられた裁量権の行使として妥当性を欠くものであるから、本件処分のうち、返還決定額 206,898 円を超える部分については、違法といえるかはともかくとして、不当なものとして取消しを免れない。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、要旨、本件処分を行うに当たり、本件報酬金を必要経費として認めるべきであるとして、本件処分の全部に違法、不当がある旨主張する。

しかしながら、前記 2 で検討したとおり、本件報酬金相当額 206,000 円を返還決定額から控除しなかったことにより違法、不当となるのは、本件処分のうち、返還決定額 206,898 円を超える部分についてのみであり、その余の部分についてまで、違法、不当となるとは認められない。

(2) 請求人は、要旨、問答集第 8 の 3 「収入として認定しないものの取扱い」にある、「特定の者に対しその障害等に着目し、精神的な慰謝激励等の目的で支給されるもの」及び「自立更生のために使われるもの」については収入として認定しない旨の記載を挙げて、本件処分に不服がある旨主張する。

しかしながら、請求人が引用する「特定の者に対しその障害等に着目し、精神的な慰謝激励等の目的で支給されるもの」との記載は、地方公共団体のいわゆる福祉的給付金、原爆被爆者

に係る原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び公害関係諸給付に関するものであり、最低限度の生活維持を目的とする障害基礎年金等には、直ちに妥当しない。また、「自立更生のために使われるもの」との記載は、自立更生を目的として恵与され、あるいは貸し付けられる金銭、災害等に係る補償金、保険金、見舞金等、高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額及び当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額に関するものであり、この記載についても、最低限度の生活維持を目的とする障害基礎年金等には、直ちに妥当しない。

したがって、請求人の上記主張は、採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討

その他、前記2の点を除き、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

本件答申の上記説示は首肯すべきもので、審査会の結論は尊重されるべきものと認められる。

したがって、前記2の点を除き、本件処分に違法又は不当な点はない。

第5 結論

以上のとおり、本件審査請求については、本件処分の返還金額決定額のうち、206,898円を超える部分の取消しを求める審査請求には理由があるから、行政不服審査法46条1項の規定

を適用し、その余の部分に係る審査請求には理由がないから、同法45条2項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

令和4年4月21日

審査庁 東京都知事 小池 百合子

1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求を提起することができなくなります。）。

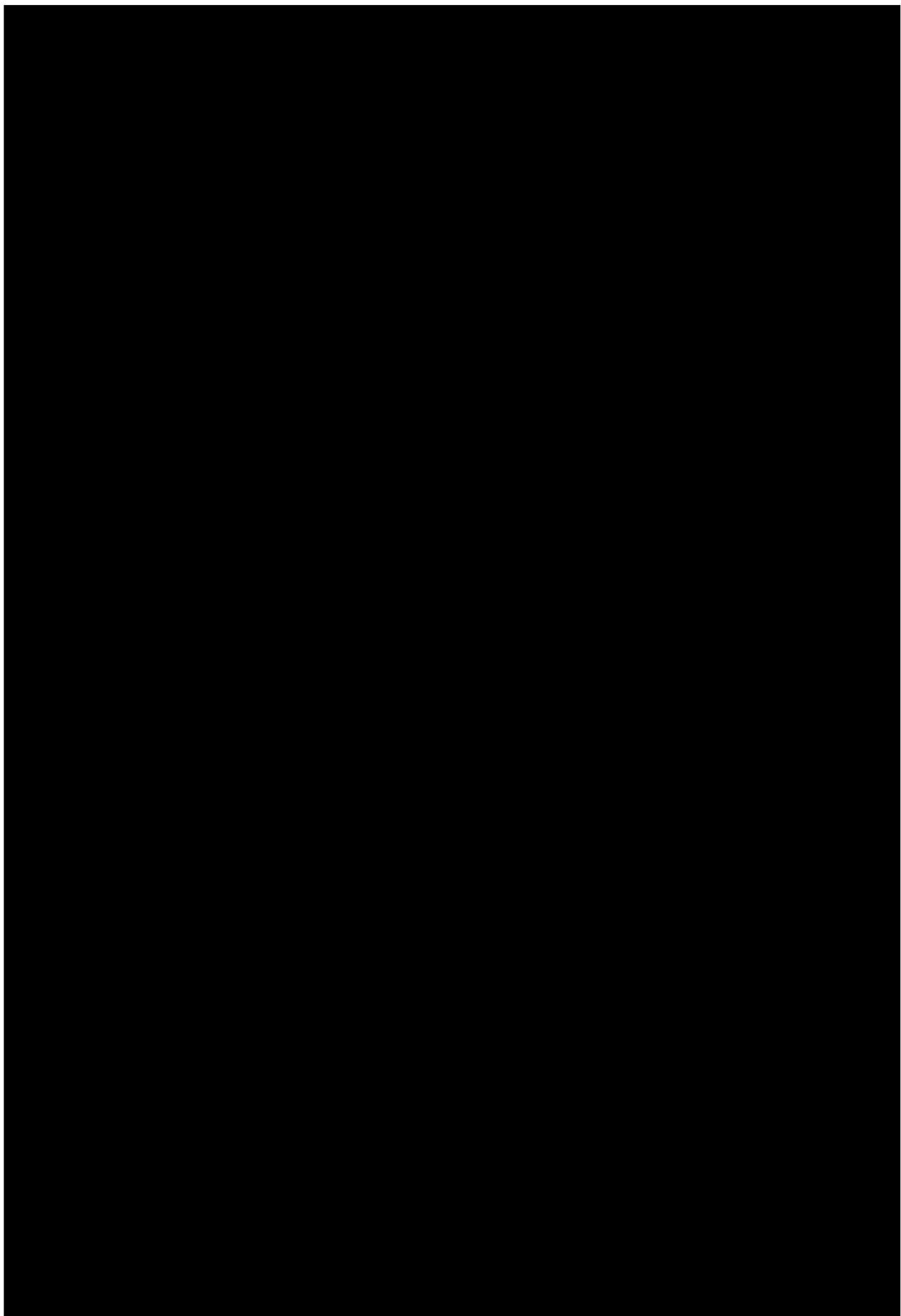
2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

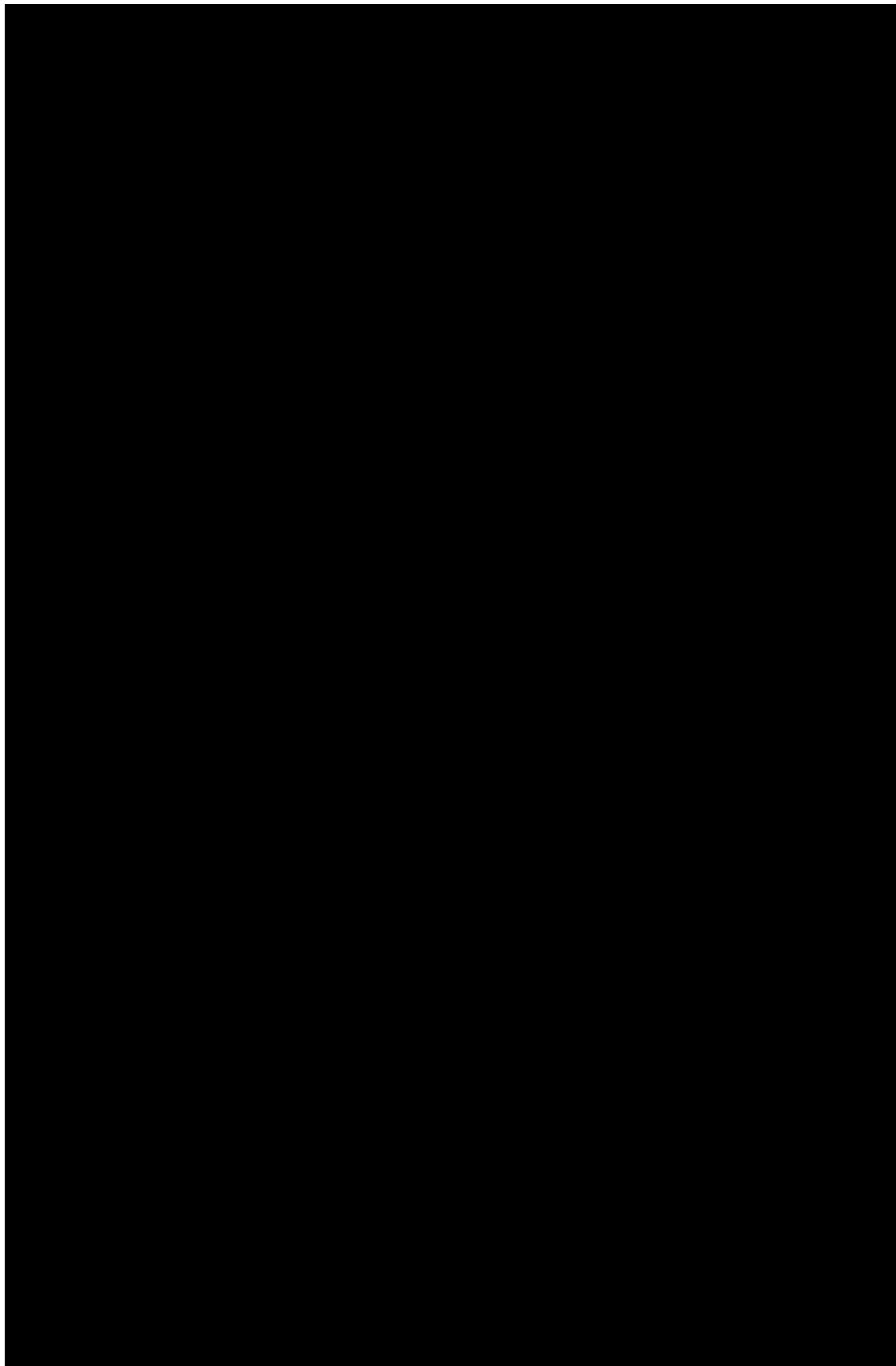
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

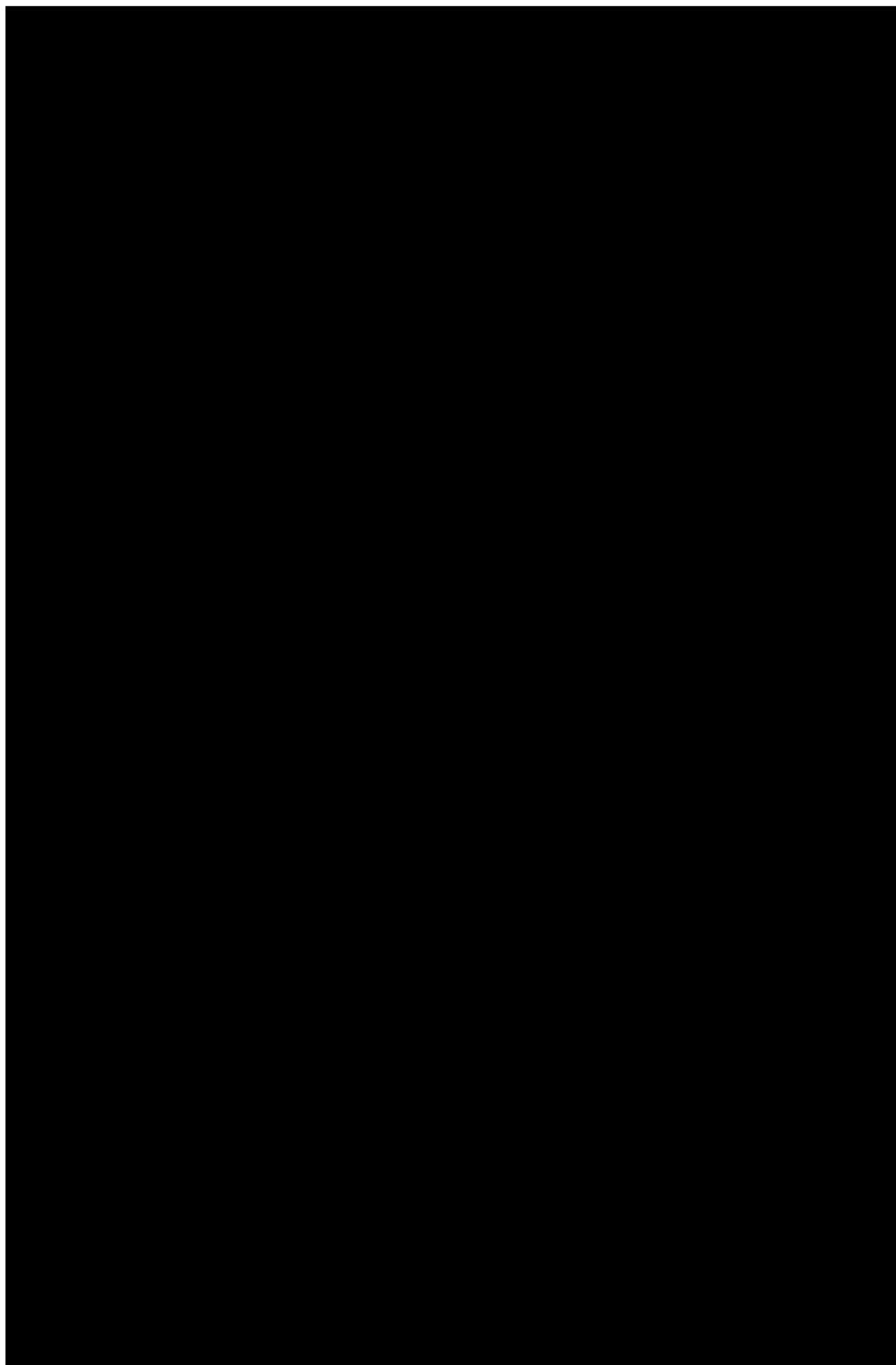
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊島区を被告として（訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。）、処分の取消し

の訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

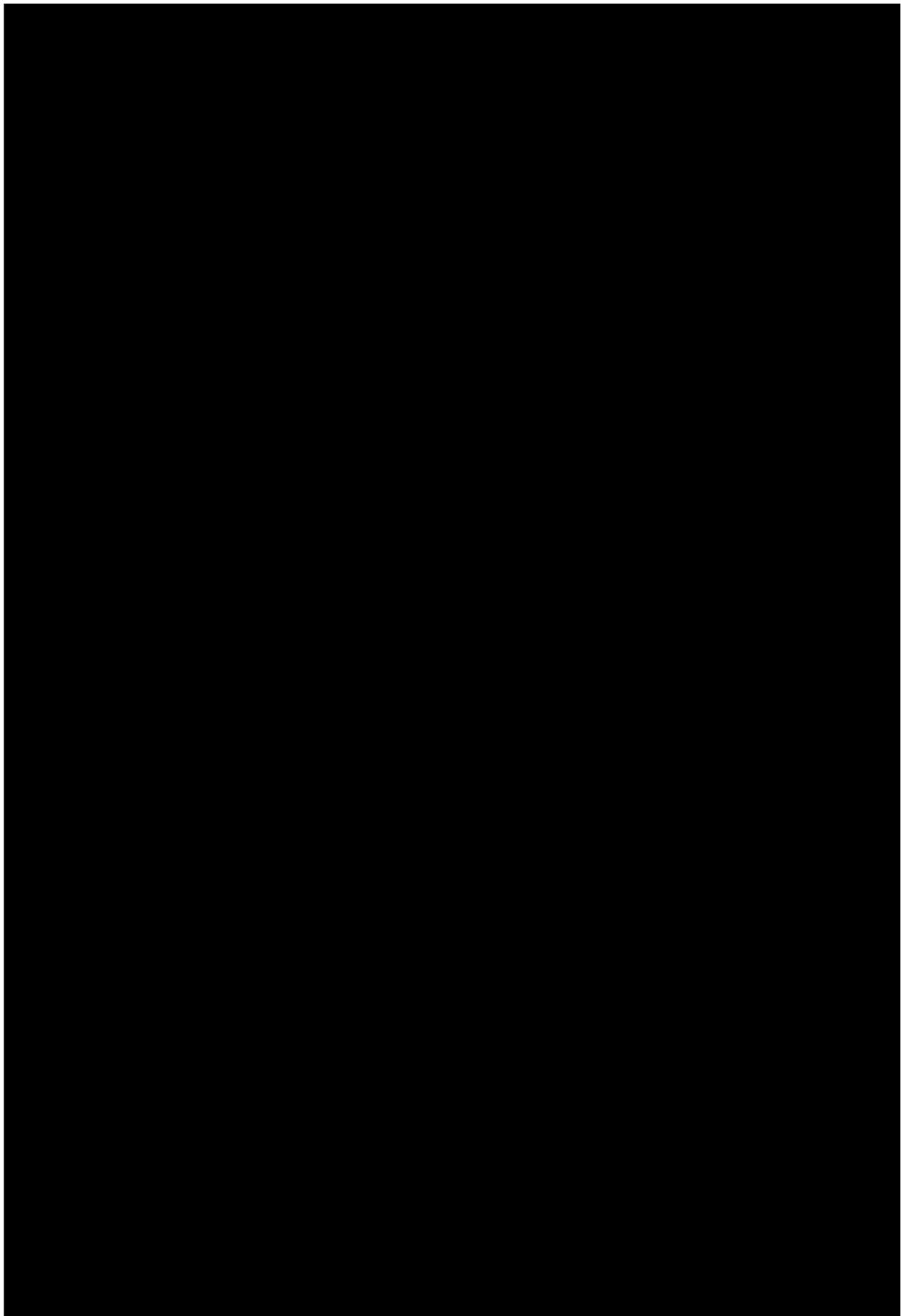
別紙1 本件診断書の内容（抜粋）







別紙 2 「病歴・就労状況等申立書」の内容（抜粋）







別紙3 豊島区福祉事務所西部生活福祉課から東京都福祉保健局生活福祉部保護課に対する照会及び同課からの回答

1 所内での検討結果（実施機関としての考え方）

障害年金の裁定請求は複雑であり、支援が必要である。被保護者が障害年金の裁定請求にかかる業務委託契約を生活保護受給開始前に締結することはやむをえない状況であったと認め、次官通知第8-3(2)(イ)による「実際必要額」として必要経費とする。

（根拠等）

生活保護手帳2019 P366 次官通知第8-3-(2)-(イ)

2 保護課からの回答【回答月日】2年6月11日

原則、保護開始前に締結した過去の債務に対する弁済金を、収入から控除することは認められない。（別冊問答集 問8-95）

また、仮に開始後であったとしても、本人の意思で社労士に依頼し契約を結んだ場合、社労士を介さなくとも年金は受給できるものであり、次官通知第8-3-(2)-(イ)による、収入を得るための必要経費として認定することは難しい。

別紙4 障害基礎年金等の裁定請求書に記載すべき事項及び同請求書に添付すべき書類

1 障害基礎年金の裁定請求書に記載すべき事項

- (1) 氏名、生年月日及び住所
- (2) 個人番号又は基礎年金番号
- (3) 公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあっては、その旨
 - イ 最後に第一号厚生年金被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者であった者
 - ロ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）附則94条の規定により特別一時金の支給を受けたことがある者
- (4) 障害の原因である疾病又は負傷（二以上の疾病又は負傷が障害の原因となっているときは、それぞれの疾病又は負傷とする。以下同じ。）の傷病名、当該疾病又は負傷に係る初診日、当該疾病又は負傷が治っているときはその旨及びその治った年月日並びに当該疾病又は負傷が昭和61年4月1日前に発したものであるときはその発した年月日
- (5) 次に掲げる者にあっては、その旨
 - イ 国年法30条の2第1項の規定による障害基礎年金の請求を行う者
 - ロ 国年法30条の3第1項の規定による障害基礎年金の請求を行う者
- (6) 障害の原因である疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものであるとき又は業務上の事由によるものであるときは、その旨
- (7) 加算額対象者（国年法33条の2第1項又は39条1項若しく

は39条の2第1項の規定による加算額の計算の基礎となる子をいう。以下同じ。)があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号

- (8) 公的年金給付を受ける権利を有する者にあっては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなった年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号
- (9) 国年法36条1項に規定する障害補償を受けることができる者にあっては、その旨
- (10) 国年法30条の4の規定による障害基礎年金の請求を行う者であって国年法施行令4条の8に定める給付を受ける権利を有する者にあっては、その旨
- (11) 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
 - イ 国年法施行規則16条1項8号イに規定する者 払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号
 - ロ 国年法施行規則16条1項8号ロに規定する者 払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

2 障害基礎年金の裁定請求書に添付すべき書類

- (1) 生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法30条の9の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）
- (2) 国年法施行規則31条1項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにできる書類
- (3) 共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であった期間を有する者にあっては、当該共済組合（存続組合及び指定基金

を含む。) 又は日本私立学校振興・共済事業団が様式第一号により当該期間を確認した書類

- (4) 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
- (5) 前記(4)の障害が国年法施行規則別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態を示すレントゲンフィルム
- (6) 障害の原因となった疾病又は負傷に係る初診日（疾病又は負傷が昭和61年4月1日前に発したものであるときは、当該疾病又は負傷が発した日を含む。）を明らかにすることができる書類（当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するのに参考となる書類）
- (7) 加算額対象者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本
- (8) 加算額対象者があるときは、その者が受給権者によって生計を維持していることを明らかにすることができる書類
- (9) 加算額対象者のうち、国年法施行令4条の6に定める障害の状態にある子があるときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
- (10) 前記(9)の障害が国年法施行規則別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態を示すレントゲンフィルム
- (11) 公的年金給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあっては、当該公的年金給付を受ける権利について裁定又は支給決定を受けたことを明らかにすることができる書類
- (12) 国年法30条の4の規定による障害基礎年金の請求をする者にあっては、次に掲げる書類
 - イ 国年法施行令4条の8に定める給付を受ける権利を有する者にあっては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及び当該給付の額並びにその支給を受けることとなった年月日を明ら

かにすることができる書類

ロ 障害基礎年金所得状況届（様式第三号）

ハ 受給権者（前年の所得（国年法施行令6条の2第1項の規定によって計算した所得の額をいう。）が360万4000円を超える者に限る。ニにおいて同じ。）の所得税法に規定する控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

ニ 受給権者が国年法36条の4第1項の規定に該当するときは、
障害基礎年金被災状況届（様式第四号）

(13) 前記(12)イに掲げる者にあっては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

3 障害厚生年金の裁定請求書に記載すべき事項

(1) 氏名、生年月日及び住所

(2) 個人番号又は基礎年金番号

(3) 公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあっては、その旨

イ 現に第四種被保険者等である者又は最後に被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者等であった者

ロ 昭和60年改正法附則94条の規定により特別一時金の支給を受けたことがある者

(4) 障害の原因である疾病又は負傷（二以上の疾病又は負傷が障害の原因となっているときは、それぞれの疾病又は負傷とする。以下同じ。）の傷病名、当該疾病又は負傷に係る初診日、当該疾病又は負傷が治っているときはその旨及びその治った年月日並びに当該疾病又は負傷が昭和61年4月1日前に発したものであるとき

はその発した年月日

- (5) 障害の原因である疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものであるとき又は業務上の事由によるものであるときは、その旨
- (6) 次に掲げる者にあっては、その旨
 - イ 厚年法47条の2第1項の規定による障害厚生年金の請求を行う者
 - ロ 厚年法47条の3第1項の規定による障害厚生年金の請求を行う者
- (7) 公的年金給付を受ける権利を有する者にあっては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなった年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号
- (8) 厚年法54条1項に規定する障害補償を受けることができる者にあっては、その旨
- (9) 障害厚生年金の加給年金額の対象者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者と請求者との身分関係
- (10) 昭和60年改正法附則78条11項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和60年改正法3条の規定による改正前の厚年法3条1項7号に規定する第四種被保険者であった者又は旧船員保険法20条の規定による被保険者であった者にあっては、障害共済年金を受ける権利の有無及びその権利を有するときは、当該共済組合の名称又は私学教職員共済制度の加入者である旨
- (11) 配偶者があるときは、配偶者の個人番号又は基礎年金番号
- (12) 配偶者が公的年金給付等（老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。）を受ける権利を有するときは、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなった年月日並びにその年金証書、恩

給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

(13) 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 厚年法施行規則30条1項11号イに規定する者 払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号

ロ 厚年法施行規則30条1項11号ロに規定する者 払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

4 障害厚生年金の裁定請求書に添付すべき書類

(1) 生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法30条の9の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないとき有限る。）

(2) 厚年法施行規則44条1項の規定により同項の請求書に基づき年金番号を記載する者にあっては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにできる書類

(3) 共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であった期間を有する者にあっては、当該共済組合（存続組合及び指定基金を含む。）又は日本私立学校振興・共済事業団が国年法施行規則様式第一号により当該期間を確認した書類

(4) 障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書

(5) 前記(4)の障害が厚年法施行規則別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態の程度を示すレントゲンフィルム

(6) 障害の原因となった疾病又は負傷に係る初診日（疾病又は負傷が昭和61年4月1日前に発したものであるときは、当該疾病又は負傷が発した日を含む。）を明らかにできる書類（当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するの参考となる書類）

- (7) 公的年金給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあっては、当該公的年金給付を受ける権利について裁判又は支給決定を受けたことを証する書類
- (8) 配偶者があるときは、その者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本
- (9) 厚年法施行規則44条1項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあっては、配偶者の年金手帳その他基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- (10) 配偶者があるときは、その者が請求者によって生計を維持していることを証する書類
- (11) 厚年法施行規則44条1項9号イに掲げる者にあっては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

別紙 5

返還金額内訳

(単位:円)

(令和)年月	支給済 保護費	資力			繰越資力	返還対象 金額
		収入額	控除額	資力認定額		
1年12月	0	103,224	0	103,224	103,224	—
2年1月	0	103,224	0	206,448	206,448	—
2年2月	0	103,224	0	309,672	309,672	—
2年3月	29,469	103,226	0	412,898	383,429	29,469
2年4月	149,300	0	0	383,429	234,129	149,300
2年5月	149,300	0	0	234,129	84,829	149,300
2年6月	45,866	0	0	84,829	38,963	45,866
2年7月	45,866	0	0	38,963	0	38,963
合計	419,801	412,898	0	—	—	412,898